

平成23年5月10日

厚生労働大臣 細川 律夫 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全・行政刷新）
蓮 舫 様
消費者庁長官 福島 浩彦 様

社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本 智子

生食用食肉の取り扱いに係わる安全が担保できる衛生基準の設定等について

この度の4月30日に発生した、富山、福井両県で幼児2名が死亡した生牛肉料理のユッケに係わる食中毒事件は、5月9日現在、4名の死者と20名以上の重傷者を発生させる大事件となり、全国の消費者に大きな不安を与えている。

発生原因として、加熱用牛肉を生食用牛肉として客に提供したことで、腸管出血性大腸菌O-157やO-111による食中毒が発生したことがあげられている。

しかし、この原因としては、平成10年9月11日付け生衛発第1358号で「生食用食肉等の安全確保についての衛生基準通知」が出されていたにもかかわらず罰則がないため、事業者は慣習を変えようとせず、行政も食中毒の危険性を充分認識していながら放置してきたことに起因するものである。

このような凄惨な食中毒事件を今後は発生させることがなく、消費者が安全で安心できる食生活を営めるよう下記の事項について要請する。

記

- ・消費者が安全で安心して食べることができる衛生基準の整備と厳格な行政指導の徹底を行うこと